

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'09/10

No. 122



錦秋の親鼻鉄橋（皆野町）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

錦秋の親鼻鉄橋（皆野町）

親鼻鉄橋は俗称で荒川橋梁が正式名称。秩父鉄道に架かる橋では最も長く、長さ167m、高さは橋台下から約20mある。上部プレートガーダーという形式をもつこの橋は、当時の先端の技術を集めたもので、建設にあたってはドイツ人の技師を招へいし、指導を受けたと言われている。

そのモダンなフォルムはほとんど変わりなく80余年前の姿をとどめている。

（写真提供＝社団法人埼玉県観光連盟）

◆ 巻 頭 言	埼玉県下水道施設維持管理協会	2
◆ 行政情報		
1.	埼玉県の震災対策について	3
2.	用地取得のあらましと補償説明業務委託について	8
3.	埼玉県総合技術センターの発足とその役割について	14
◆ 連合会の動き		
1.	全国府県建産連会長会議開かれる	20
2.	民主党埼玉県連と意見交換	21
3.	太田代表が来県 公共事業を語る	22
4.	上田知事・県幹部と意見交換	22
5.	理事会・委員会報告	24
◆ 連 載	愛すべき土木の人たち（その16）	
	— 市 川 正 三 —	27
◆ 告知板		
1.	全国府県建産連会長会議提出議題	32
2.	埼玉県への施策・予算編成に対する要望	32
3.	埼玉県NPO基金について	34
4.	アーキニアリング・デザイン展のご案内	35
5.	育児・介護休業法の改正について	36
◆ 県内経済の動き	（ぶぎん地域研究所）	37
◆ 建産連だより		38
	会員団体の動き	
◆ 連合会日誌		41

巻頭言

民営化と政治の変革、 そして協会



矢澤 研二

おおいなる民間の活力の活用、いわゆる「民活」は、中曽根首相の三公社五現業を中心とした民営化構想に端を発し、中曽根政権時代に国鉄、NTT、専売公社等の本格的な民営化が始まり、その是非はともかく、竹下政権時代のNTTの株式公開等にあったように自民党政権下において着実に実現され、さらには五現業の一つであった郵政事業は、小泉郵政改革によって民営化が強力に実現された。それらの民営化の功罪を結論付けるには時間が必要と思われませんが、民営化による経済効果はかなり大きなものであったと言えるのではないのでしょうか。そして地方財政自立改革いわゆる三位一体改革の名のもとに、自治体のマネジメント改革が一般国民の知らない間にジワジワと進展しているように思われます。私ども官公庁の各種業務委託を中心に事業を展開する企業の業界にとってまさに大きな変革の時代に遭遇し、企業の存続にかかわる新たな戦いが始まっています。私たちの業界業種においては、この民営化、行政改革のもとに包括的民間委託、指定管理者制度等新たな業務委託制度が導入されて現実に実施されております。業界全体の委託金額のパイは大幅に増大し、民間業者の腕の振るい所が増えたかに見えます。しかしその実態は、地方財政の逼迫を改善するためのコストダウンが最大の狙いであると言わざるを得ませんが、納税者でもある私どもにとってもこの変革をよりよき変革にするための新たなチャンスの到来と捉えるべきだと考えています。埼玉県には、既にこの流れによって、私ども業界業務に、外資企業が触手をのびし参入して来ました。業界そして各企業は、今後いかに対応すべきか奮闘しているところであります。

こうした状況の中、一方では世界同時不況の大波が打ち寄せ、日本経済に深刻な影響を及ぼし、政権交代の大きなうねりが巻き起こり官僚主導の政治の改革を主張する民主党へ政権が移りました。民主党政権により、平成維新とも称される政治変革が実現するか、そして経済不況にストップが掛けられるか、そして行政改革が進捗し、本格的に地方分権が確立して行くのか、官業の民営化がさらに進展して行くのか、まだその行き先は不透明であります。今後の日本の経済社会の進路が大きく変転して行くでしょう。

この政権交代は、当業界・協会の進路に計り知れない影響があることは言うまでもありません。ともすれば陥る護送船団方式的思考の一扫をはかり、いまこそ原点にもどり、協会の基本である、公益に資する活動を真摯に考え、さらなる社会的貢献を果たせる組織運営を確立すべき時ではないかと愚考いたしおるところであります。今後とも皆様のご指導を賜りたくお願い申し上げる次第であります。

(埼玉県下水道施設維持管理協会 会長)

埼玉県の震災対策について

埼玉県危機管理防災部消防防災課

はじめに

近年、国内外で大きな地震が発生しています。平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（マグニチュード「以下Mという。」7.2）では、がけ崩れ等の大きな土砂災害をもたらし、死者17名、6名が行方不明となりました。

中国では、平成20年5月12日に四川大地震（M7.9～8.0）が発生し、死者約7万人、家屋倒壊21万6千棟。イタリアでは、平成21年4月6日にイタリア中部で地震（M6.3）が発生し、死者約300人、家屋倒壊1万棟以上という大災害が起こっています。

地震がいつどこで発生するのか完全に予知することはできません。そこで私たちは普段から地震に備えることが大変重要となります。

1 大地震のリスク

日本国土の面積は、地球上の陸地の約400分の1ですが、日本列島及びその周辺から吐き出される地震や火山噴火のエネルギーは、地球全体の10分の1であると言われるほど日本は地震大国です。

関東地域では、相模トラフを震源とするプレート型地震である関東地震が200～300年の周期で繰り返し発生していると考えられています。明確に記録に残っているのは1703年の元禄関東地震と1923年の大正関東地震の2例のみですが、今後100～200年程先にM8クラスの地震が起きると予想されています。また、その間にもM7クラスの地震が数回発生すると予想されており、国の地震調査研究推進本部の発表では、今後30年以内に70%、50年以内では90%と、大規模地震の発生が切迫しています。



阪神・淡路大震災の被災状況

2 地震による被害想定

埼玉県が実施した平成19年度埼玉県地震被害想定調査では、プレート型地震及び内陸型地震の5地震について、夏12時、冬5時、冬18時の3ケースに、通常の風速時、強風時の2ケースを組み合わせ、県内の被害想定を行いました。

県内の被害が最も大きくなるのが、東京湾北部地震（M7.3）で全壊建物数13,245棟、死者数716人、負傷者数11,813人となり、まさに驚愕すべき結果となっています。

●各地震による被害想定結果

項目	予測内容		東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層
建 物	全壊数 (棟)	揺れ	8,498	1,996	2,154	10,232	1,699
		液状化	4,747	4,195	1,994	2,326	2,431
		合計※	13,245	6,191	4,148	12,557	4,129
	火災焼失棟数(棟)		21,202	6,765	6,618	9,601	4,079
人的被害	死者数(人)		716	126	190	560	124
	負傷者数(人)		11,813	4,859	4,043	8,546	3,903
生活支障	避難者数-1日後-(人)		670,964	511,646	220,549	370,549	168,425
	帰宅困難者数※(人)		1,217,078	1,064,735	848,131	403,458	225,233
上水道	断水人口-1日後-(人)		2,419,969	1,972,984	771,739	1,367,117	575,272
その他	エレベータ閉じこめ(台)		5,059	2,824	2,260	2,565	1,906
	災害時要援護者※死者数(人)		266	45	69	218	45
	災害廃棄物量(トン)		4,837,076	2,424,105	1,571,744	3,205,012	1,521,729
	中高層被災世帯数(世帯)		19,314	11,346	10,067	6,182	6,846

* 小数点以下、四捨五入の関係により合計値が合わないことがある。

* 帰宅困難者数は、被害が最も多くなる夏12時のケースの人数。

* 災害時要援護者の死者数は、人的被害の死者数の内数。

●各地震の断層等位置



想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いものを想定
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
深谷断層による地震	7.5		
綾瀬川断層による地震	6.9		

3 減災対策

地震は防ぐことはできませんが、被害を最小限に抑えるため、事前に対策を取ることが可能です。県民が災害に立ち向かうには、国、県、市町村といった行政による活動（公助）だけでなく、「自分の命は自分で守る」（自助）、「自分たちのまちは皆で守る」（共助）という意識を持つことが何よりも大切です。地震が発生した後の応急対策や復旧・復興対策も重要ですが、地震による被害を減らす「減災」ができれば、県民生活に与えるダメージを少なくし、復興も早くできるようになります。

そこで、県では想定される地震の被害（死傷者数）を半減させることを減災目標にした「埼玉県震災対策行動計画」（計画期間平成20～27年度）を策定しました。この計画では、地震ハザードマップの作成、建築物の耐震化、急傾斜地崩壊

防止施設の整備、消防広域化の推進、災害派遣医療チームの整備、帰宅困難所支援対策、総合防災訓練の実施等の108施策で構成されています。

今回は、建設業関係の皆様には是非協力していただきたい施策について紹介します。

(1) 自主防災組織

広い範囲で震災が起きた場合、消防隊員が全ての現場に駆けつけることは不可能です。阪神・淡路大震災では救助された方の約8割が近所の人や親戚などに救助されています。いざというときに互いに助け合える地域社会をつくるのが大切です。

県内では、主に自治会単位で自主防災組織が設置され、組織率は平成20年9月末現在で76.3%であり、県内全世帯の4分の3は自主防災組織に加入しています。

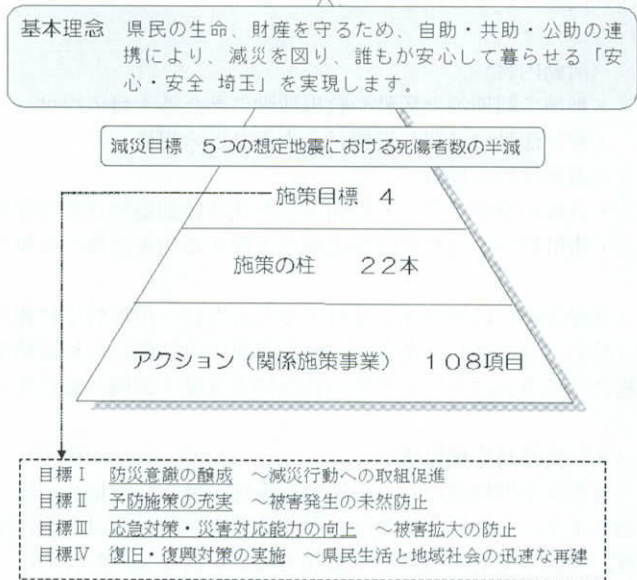
平常時には、防災訓練や研修会などを行い、災害時には初期消火、救助、避難活動などを行います。県では、自主防災組織の結成にあたり資機材（大型消火器、可搬式ウィンチ、発電機、投光器など）の整備費や防災訓練などの活動費に対しての補助制度があります。

また、リーダー養成講座や出前講座を実施するなど自主防災組織の結成促進、活動の活性化に取り組んでいます。

(2) 地域防災サポート企業・事業所

企業も地域社会の構成員であり、地域の防災力の向上には、重要な役割を果たすことが期待されています。そこで、県では、地域と協力して防災・救援活動等を行う意欲のある企業や事業所を「埼玉県地域防災サポート企業・事業所」として登録し、地域との連携や協力体制づくりを推進しています。平成21年3月末現在で2,329社が登録しています。この制度は、企業に多大な負担を与

埼玉県震災対策行動計画



購入資機材の例

えることのないよう、各企業の特性に合わせ可能な活動内容を選択してもらい登録するものです。活動内容としては以下のとおりです。

〈活動内容〉

- ・地域の初期消火活動や救出活動にあたる人員の提供
- ・救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- ・避難場所の提供
- ・倉庫の空きスペースを利用した地域の備蓄物資等の保管場所の提供
- ・市町村や地元自主防災組織が主催する防災訓練への参加 など



登録企業には登録証を交付するとともに、市町村に情報を提供します。

なお、登録された企業は、県の建設工事に係る入札資格審査における審査数値に加点されるほか、総合評価方式における企業の社会的貢献度の評価対象になります。

(3) 災害時応援協定

首都直下型地震などの大規模な災害が発生した場合には、県や市町村だけで対応するには限界があります。そこで、県では各種団体と災害時における応援協定を締結し、協力体制を組むことにより、民間事業者の機動力や調達力などを活用し、防災力の一層の強化に努めています。協定分野は、「報道」「被害状況調査」、「食料・物資」、「応急復旧」、「災害住宅」、「医療」など多岐にわたり、平成21年3月末現在で209の団体と122の協定を締結しています。

本制度も地域防災サポート企業と同様に入札資格審査や総合評価方式における評価項目となります。ここで、最近締結した協定を紹介します。

協定名	災害時における地質調査等業務に関する協定書
締結日	平成21年3月24日
協定者	埼玉県地質調査業協会
協定概要	大規模地震や風水害、その他の災害が発生した場合に、県の要請にもとづき、県が管理する道路施設、河川施設、県営住宅、県立病院など公共施設の目視による被害調査、伸縮計や傾斜計の設置・観測・解析などの業務を行う。



(4) 消防団協力事業所

消防団員は、常備の消防職員とは異なり、平素は生業を持ちながら、地域に火災が発生したときに消防活動を行う非常勤特別職の公務員です。しかし近年の勤労者のサラリーマン化などに伴い年々消防団員は減少しています。消防団の活動を活性化するには、被雇用者が入団しやすく、活動しやすい環境の整備が必要です。

そこで、消防庁では「消防団協力事業所表示制度」の運用を平成19年1月1日より開始しました。協力事業所の認定基準は、市町村が定める実施要綱によりますが、「従業員が消防団員として相当数入団している事業所等」、「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」、「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等」などとなっています。平成21年4月1日現在で24市町が制度を導入し、20事業所が表示証を交付されています。

消防団協力事業所の表示を受けた場合は、日本政策投資銀行で実施している防災対応促進事業融資制度において、防災対応評価の評価対象となり、優位な金利で融資を受けられる可能性があります。

(5) 埼玉県防災学習センターの活用

防災学習センターは、県民が防災について学習する機会を設けることにより、防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するため設置したものです。所在地が鴻巣市袋地内（消防学校となり）、開館時間が9時から16時30分まで、月曜日が休館日（6、8、10月は月曜日でも開館）で、入場無料です。平成20年度は約4万4千人の利用者がありました。施設内容は、様々な災害の模擬体験ができるほか、防災に関する展示や学習教材の貸し出しを行っています。



- ・消火体験 …… 火災の映し出されたモニターに向かった消火体験
- ・暴風雨体験 … 最大風速で秒速30mの暴風や暴風雨の体験
- ・煙体験 …… 煙が充満した迷路のような空間の避難体験
- ・地震体験 …… 過去の大地震をリアルに再現した揺れを体験

暴風や地震体験は、迫力満点で建設業に携わる方なら是非一度体験してみてください。また、社内研修の場としても利用できます。

問い合わせはセンターまで 電話 048-549-2313



おわりに

県内には防災活動の拠点となる防災基地が中央（川島町）、越谷、新座、秩父、熊谷の5か所に設置され、大規模災害時には、県外からの救援物資等の集積仕分け拠点及びヘリコプターや車両による人員・物資の輸送拠点となります。この度、国の経済危機対策に伴う補正予算により、防災基地のヘリポートに常設夜間照明を整備することとなりました。防災ヘリコプターの救命救助をはじめとした防災活動の機動性がさらに高まるものと期待しています。

今後とも、埼玉県の安心・安全のため、地域防災力の向上に取り組んでまいりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



「あらかわ1」「あらかわ2」

用地取得のあらましと補償説明業務委託について

埼玉県県土整備部用地課

1 はじめに

誰もが豊かさを実感できる県土を目指して、県土整備部・都市整備部では、県の5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を基に、県土づくりの基本となる次の5つの考え方を定め、生活者の視点に立った社会基盤整備に取り組んでいます。

- ① 安心して安全に生活できる県土づくり
- ② 活力ある社会経済活動を支える県土づくり
- ③ 次世代への資産となる豊かな環境をまもりつくる県土づくり
- ④ 個性と魅力ある元気な県土づくり
- ⑤ 住みやすく環境にやさしいゆとりの県土づくり

社会基盤整備を着実に進めるためには、計画的かつ円滑に公共用地を取得する必要がありますが、補償案件の複雑・多様化、関係権利者の意識の高揚などにより、公共用地の取得業務を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

このような状況に対応するため、県土整備部では用地事務の執行体制の見直しを検討し、事業の効率的執行を図る観点等から補償説明業務委託の活用を検討する必要があるという結論に至りました。

補償説明業務は、権利者に移転工法や補償額の算定方法などを説明し、補償内容等に納得していただき、事業への協力を得るという対人業務であります。相手の財産や世帯の状況等、プライバシーに深く関わるため、正確かつ誠実に行わなければなりません。

また、補償説明業務は、単に移転工法や補償額の算定方法について説明するだけでなく、補償金の課税上の取り扱い、補償金の支払い条件、土地の引渡し等についても説明しなければならないため、補償説明業務を行う上では、用地事務の一連の流れを理解しておく必要があります。

以上のことから、ここでは、業務委託を行う場合等も踏まえ、用地事務のあらましや補償説明における留意事項について説明します。

※ 用地交渉と補償説明の意味

「用地交渉」の定義としては、人事院規則に「事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）」

とされている以外は、法令では見当たりません。一方、「補償説明」については契約書（約款、仕様書含む）に定められていることがその内容になります。

ここでは、特に両者の違いを意識せずに県が実施する場合を用地交渉、業務委託において受注者が実施する場合を補償説明というように言葉を使い分けました。この使い分けは普遍的なものではありませんので御承知ください。

2 用地事務のあらまし

公共用地の取得は、「事業の説明」から始まり、「取得用地の管理」で終わります。それら一連の業務を総称して用地事務と呼んでいます。

以下に用地事務のあらましを経過に沿って示します。

(1) 事業の説明

あらかじめ、土地の権利者やその他必要な方に対して説明会の開催や資料配布等により次に掲げる事項を説明して、事業への協力を依頼します。

- ① 工事の目的及び計画の概要
- ② 工期及び施工方法
- ③ 土地等の測量又は調査の方法
- ④ 土地等の取得等に伴う損失補償の方針
- ⑤ 用地交渉（補償説明）の方法
- ⑥ その他工事及び土地等に関し協力を得るために必要と認められる事項



(2) 測量

取得や使用する土地の権利者や隣接土地の権利者に現地で境界の確認をしていただき、測量を行います。その結果に基づいて、事業用地及び残地の面積、建物等の配置の状況に係る図面を作成します。



(3) 税務署への事前協議

今後施行する事業が租税特別措置法の定めにより、譲渡所得の課税の特例を受けられる事業であるかどうか、税務署に事前協議を行い、確認します。

事前協議により、課税の特例を受けられる事業に該当することが確認できて初めて、用地交渉（補償説明）の際に権利者に対して補償金の課税上の取り扱いについて説明が行えることとなります。



(4) 土地調書、物件調書の確認

土地の測量後、土地所有者等の権利者に対して事業に必要な土地の面積等に誤りがないか確認をしていただきます。また、建物、工作物及び立木等の物件についても調査を行い、物件の所有者等の権利者に対して種類や数量に誤りがないか確認をしていただきます。

これらの確認は、事業に係る土地や物件の内容を記載した土地調書、物件調書に権利者や関係人に署名押印していただくことで行います。

(5) 補償額の算定

土地調査や物件調査で確認していただいた調査結果等を基に、「埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」等の各規程に基づき補償額を算定します。

(6) 用地交渉（補償説明）

権利者に対して補償内容、補償額算定の根拠及び補償金の課税上の取り扱い等について説明します。また、移転していただく時期や手順等について個別に相談し（代替地の紹介、各種法令に基づく手続きの説明など）、移転計画を立てていただきます。



なお、県では用地交渉を行うにあたっては、次の事項に注意する旨を定めています。

- ① 公正の確保や紛争防止のため、原則、2名以上の職員により用地交渉を行う。
- ② 補償内容の説明は、事業に対する理解及び協力が得られるように誠意をもって行う。
- ③ 土地の権利者等に対しては、補償額を提示する前に、補償項目及びその内容について十分な説明を行う。
- ④ 不当要求行為に対しては、用地交渉日誌を必ず作成し、所属長まで供覧する（必要に応じて録音機等を使って記録する。）。

(7) 契約の締結

補償内容、補償金額及び土地の引き渡し時期等について権利者から承諾をいただいた場合、書面により契約を締結します。



(8) 補償金の支払い（前金）

登記に必要な関係書類を受理していること、抵当権が設定されているときは当該抵当権が抹消されていることなど、要件の全てに該当する場合は、前金として7割以内の金額を支払うことができます（前金払いを定めた契約書による契約締結の場合）。

(9) 所有権移転登記、建物等の移転、土地の引き渡し

取得する土地について、所有権以外の権利が存する場合は、当該権利を消滅（登記されているときは登記の抹消を含む。）させ、県が所有権移転登記を行います。取得等する土地に建物等の物件が存する場合は、権利者に移転していただき、県の確認後、土地の引き渡しを受けます。

(10) 補償金の支払い（残金）

所有権移転登記の完了、土地の引き渡しなど、契約に定める要件の全てに該当する場合は、補償金（前金払いをしている場合は残金）を支払います。

(11) 取得用地の管理

土地の引き渡しを受けた後、適切に管理を行うため、柵等で囲うなどの必要な措置を講じます。

3 補償説明における留意事項

冒頭でも述べましたが、補償説明は対人業務であります。このため、態度、服装、言葉使い及び個人情報取り扱い等には特に留意し、関係権利者との協調関係を築きながら進めていく必要があります。その点は、最も基本的な事項と言えるでしょう。補償説明業務委託において使用する「補償説明等仕様書」では、業務施行上の義務及び心得として次の事項を定めています。

- ① 本業務で知り得た情報及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- ② 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎むとともに、服装・言葉使いにも十分な注意を払わなければならない。
- ③ 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握したうえで、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

また、補償説明は契約締結の前後に行われる業務であります。誤った内容で契約すること等を未然に防ぐため、次の事項などを再度チェックしてから、契約締結に向けた説明等を行うことが望ましいです。

【契約締結前のチェックポイント】

① 土地の表示や権利関係に関すること

土地の境界は確定しているか

土地境界立会確認書は全て整っているか確認します。

土地に仮登記は設定されていないか

土地に仮登記が設定されている場合は、抹消できることを確認します。

土地に抵当権等が設定されていないか

土地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合、補償金の支払いは、原則、それら権利の抹消後となります。

土地に賃借権等が存在しないか

土地に賃借権等が存在するときは、当事者間で権利割合を決めていただき、割合に応じた額で、それぞれ「土地売買契約」及び「権利消滅補償契約」を締結します。

② 契約の相手方

相手方が未成年者でないか

相手方が未成年者の場合は、単独では法律行為をなし得ないため、法定代理人の同意を得るか(同意権)、又は法定代理人と契約することになります(代理権)。

ただし、未成年者でも婚姻している場合は成年とみなされます。

相手方が成年被後見人等でないか

相手方が成年被後見人である場合は、法定代理人である成年後見人と契約します。

相手方が被保佐人である場合は、保佐人の同意を得た上で、本人と契約します。

相手方が法人の場合、契約者が代表権を有しているか

相手方が法人である場合は、商業登記簿に記載された代表者と契約し、法務局に印鑑登録された代表者印を押印してもらいます。



③ 契約内容及び関連事項の説明

物件の移転等について説明したか

補償上の移転工法は県が決めますが、実際の移転は被補償者が決めますので、補償上の移転工法と異なる場合もあります。しかし、契約上の義務として、撤去しなければならない物(基礎撤去の要否等)については理解していただく必要があります。

土地の引渡し等について説明したか

所有権移転登記は県で行いますが、抵当権等の抹消登記については、相手方にやっていただくことを説明します(ただし、分筆がある場合は、一部抹消承諾書を提出していただくことで抹消登記は不要になります。)

代替地の取得に係る留意事項を説明したか

代替地を取得する場合、不動産取得税(控除の対象になることもある)や諸費用がかかるほか、法令上の許可が必要な場合もありますので、後のトラブル防止のため、あらかじめ説明します。

④ 税金等の説明

補償金にかかる所得税について説明したか

補償金については当然に非課税であると誤解している場合もあるので、特別控除等の対象とならない補償金について説明します。

土地の譲渡等に伴うその他の事項について説明したか

土地の譲渡等があったことに伴い、後の負担増や収入減につながることもあることを説明します。

【例】

- ・国民健康保険税（介護納付金課税額が増加する）
- ・相続税・贈与税の納税猶予（納税猶予が停止される）
- ・農業者年金（所要の手続きをとらないと支給が停止される）
- ・福祉年金等（年金の種類によっては、支給が停止され、又は納付の免除が解除される場合がある）
- ・土地改良区の決済金（決済金を支払う必要がある）
- ・扶養からの除外（扶養から除外される場合がある）

なお、用地交渉（補償説明）では、権利者から様々な質問をされたり要望を受けたりすることがあります。質問や要望には経験の浅い職員でも答えられるものから、経験豊富な職員でも即答できないようなものまで色々です。聞かれたことに対して自信がないときは、即答を避けて調査・確認の上後日回答する、確実にできること以外は約束しない、といった対応も用地交渉（補償説明）では必要となります。

4 おわりに

用地事務において最も重要で高度な業務は、用地交渉（補償説明）であることは誰もが認めることだと思えます。

権利者の考え方は様々ですし、権利者が抱える事情も各々異なっているため、用地交渉（補償説明）が難航することが多々あります。しかし、用地交渉の停滞は事業の進捗を遅らす原因となるため、早期の解決が望まれます。交渉が行き詰まるケースとしては、事業計画への不満や補償金額の上乗せ要求など県に対するものから、隣接地所有者との境界不調や相続未了の多人数共有地などその土地固有の問題による場合も少なくありません。

様々な問題を解決していくには多様な知識と多くの経験が有効ですが、契約締結への近道は、事前の準備を怠らず正確に誠実に説明を行い権利者の信頼を獲得することです。

埼玉県総合技術センターの発足とその役割について

埼玉県総合技術センター

1 はじめに

埼玉県総合技術センター（以下「当センター」という。）は、今年度から本格運用される総合評価方式による入札制度への対応、工事検査体制の充実、県及び市町村職員の技術力の向上等の業務を一元的に行うことを主な役割として、平成21年4月1日に設置された。

総合評価や工事検査等の各業務の充実・強化はもとより、業務相互のコラボレーションを進め、業務の相乗効果を発揮していくことが重要であると考えている。

また、職員の技術力の向上や市町村への技術面でのサポートなども積極的に実施していくこととしている。

2 主な業務内容について

(1) 総合評価方式による入札制度への対応

ア 総合評価入札方式

平成17年4月1日に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法が施行された。従来の価格だけの競争ではなく価格と品質で総合的に優れた調達に転換を図ることが提起され、品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式が位置づけられた。

これを受けて埼玉県においても、平成18年度から総合評価方式の試行を行い、平成21年度からは本格運用として実施している。

本格運用の初年度となる本年度は、1千万円以上の工事の2割から3割を総合評価方式で入札を執行することとしており、県土整備、都市整備両部の工事案件で、約300件を目標としている。平成20年度の実績は表-1のとおりである。

表-1 平成20年度総合評価方式の設計額別内訳

設計額区分	工事件数A	件数割合 (%)	全体工事件数B	A/B (%)
1億円以上	26	12.5	88	29.5
6千万～1億円未満	37	17.8	214	17.3
6千万～3千万円未満	67	32.2	302	22.2
3千万円未満	78	37.5	581	13.4
合計	208	100.0	1,185	17.6

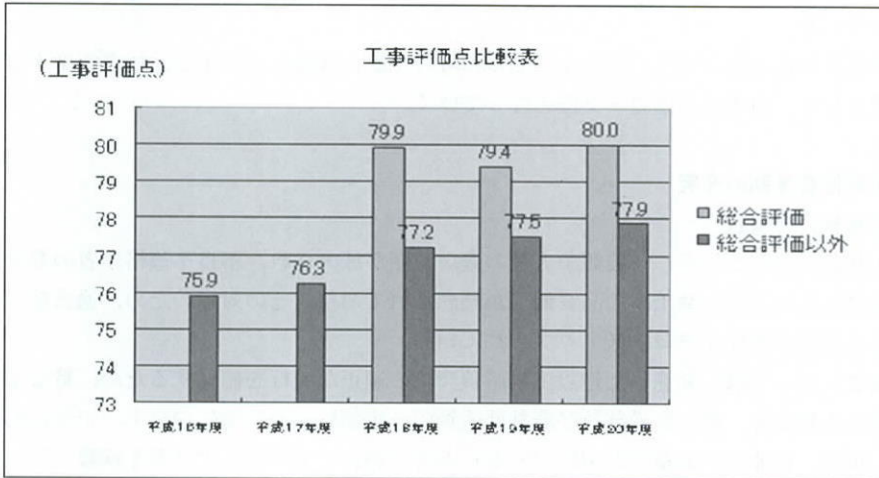
※ 工事件数は、設計額1千万円以上

これまでの総合評価方式への取り組みの中で、図-1にあるように総合評価方式導入後の平成18年度から平成20年度までの工事成績は、総合評価方式の工事はもとより、総合評価方

式以外の工事についても上昇してきている。

これは、「よい工事」を行うことが「次の仕事」へつながるといった総合評価方式のメリットの表れだと考えている。また、一定割合の工事に総合評価方式を導入することにより、総合評価方式以外の工事にもよい影響を及ぼしていると考えている。

図－１ 総合評価の実施効果事例



イ 総合評価担当の業務

総合評価担当では総合評価方式で入札を実施する工事のうち、1億円未満の土木工事については、審査小委員会の運営から技術審査までの一連の業務を執行している。また、1億円以上の土木工事に関する技術審査業務を併せて行っている。

審査小委員会は県内を東西南北4地域にブロック分けし、それぞれに学識経験者と発注機関の長から成る委員会を設け、総合評価方式での実施、簡易型、技術提案型など総合評価の型式（タイプ）の選定、評価項目の設定について発注機関に対して修正や承認を意見として回答している。

これらのことにより、審査業務の公平性や透明性を確保するとともに、総合評価方式の本格運用による発注担当者の業務量の著しい増加に歯止めを掛けている。

ウ 総合評価方式ガイドライン

平成21年度からの本格運用に伴い、県では、発注担当者や企業の意見等も踏まえ、総合評価方式ガイドラインの改定を行った。

改定の主なポイントとしては、より使いやすい仕組みとするための事務負担の軽減化、透明性を高めるための公表の推進、また、より参加しやすい環境をつくる新たな条件設定などが挙げられる。

具体的には、総合評価の型式（タイプ）の統合、評価項目別配点の公表、配置予定技術者の重複申請や過去の経験や成績を問わない新人戦の設定、不調・不落対策としての難工事指定、提出資料の簡素化などである。

エ 県内市町村の取り組みと当センターの役割

当センターの役割として市町村支援も重要な業務となっている。

県内市町村の総合評価方式導入の状況は、平成20年度の実績では70市町村のうち52市町で導入済みで、実施件数は160件（さいたま市71件を含む）となっている。

支援の方法としては、審査小委員会を活用して市町村の総合評価案件を審議することであるが、審議案件とするまでの事前の問い合わせや相談などにも、出来る限り協力する体制をとっている。

平成21年度においては、県内すべての市町村で総合評価方式による入札を実施することを目標として、引き続き協力・支援を行っていく。

(2) 工事検査体制の充実

ア 工事検査の現状

入札制度改革として、一般競争入札の適用範囲が拡大され、不良不適格業者の参入やダンピング入札による公共工事の品質低下が懸念されており、その対応のため、適正な工事検査による品質の確保がクローズアップされている。

当センターでは、発注した建設工事請負契約の適正な履行を確保するため、特に工事量の多い県土整備部、都市整備部及び農林部所管の一定額以上の工事について、工事目的物の品質、規格、性能及び数量等が契約（設計）内容に適合しているかどうかを検査して工事完了の確認をしている。

なお、一定額以上とは、表-2のとおりである。

また、平成20年度の工事検査件数は表-3のとおりであり、参考に工事成績評定点の年度別推移を示すと表-4のとおりである。

表-2 検査対象工事

	中間検査	完成検査
土木工事	2,000万円	1,000万円
農林工事	1,000万円	1,000万円
建築工事	3,000万円	1,000万円
設備工事	1,000万円	500万円

※ 既成部分検査は、1億円以上の工事

表-3 平成20年度工事検査実施状況

(単位：件)

	中間検査	完成検査	計
土木工事	459(489)	586(616)	1,045(1,105)
農林工事	138(137)	110(97)	248(234)
建築工事	79(71)	119(118)	198(189)
設備工事	153(121)	164(169)	317(290)
計	829(818)	979(1,000)	1,808(1,818)

※ () 書きは平成19年度実績

表－４ 工事成績評定点の推移（土木・農林・建築・設備）

年 度	工事成績評定数	工事成績評定点
平成16年度	1,486	75.9
平成17年度	1,620	76.3
平成18年度	1,624	77.5
平成19年度	1,604	77.6
平成20年度	1,456	78.1

※ 工事成績評定数は、500万円以上の評定実施数

イ 適正な工事検査の実施

近年、公共工事に対する県民の関心が高まってきており、工事完成品に対する評価は、今後ますます厳しくなってくるものと予想される。

このような状況の中、工事の品質を確保するために、どのようにして適正な工事検査を実施していくかが重要な課題となっている。

このため、中間検査等の工事の途中で施工業者に対して、検査と合わせて完成に向けた指導を行っている。

また、工事監督員である県の若手技術者に対して様々な研修会を実施し、工事検査員が検査の現場で感じたことや新しい技術や知識を伝えている。

さらに、工事検査員自身のスキルアップを図るために会計検査院など国の機関の協力を得て、技術研修会を実施し、検査能力や技術力の向上を図っている。

(3) 土木技術職員の技術力の向上のための取り組み

近年、技術職員の技術力の低下が懸念されるとともに、団塊世代の大量退職による技術の確実な継承が課題となっており、これらの課題に対応するため、今年度から新たに様々な取り組みを行っている。

職員の技術力の向上のためには、研修の質的拡充が効果的と考えられるので、本年4月に技術職員に対して、研修等に関するアンケート調査を実施し、職員を取り巻く現状と職員ニーズの把握を行った上で、本県の社会的なニーズなども踏まえた、新たな研修体系を構築した。

この研修体系に基づいて「質の高いインフラ」を提供するため、多様化・複雑化する県民ニーズを把握し、地方分権時代にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、研修の一部については、今年度中に前倒しで実施することとしている。

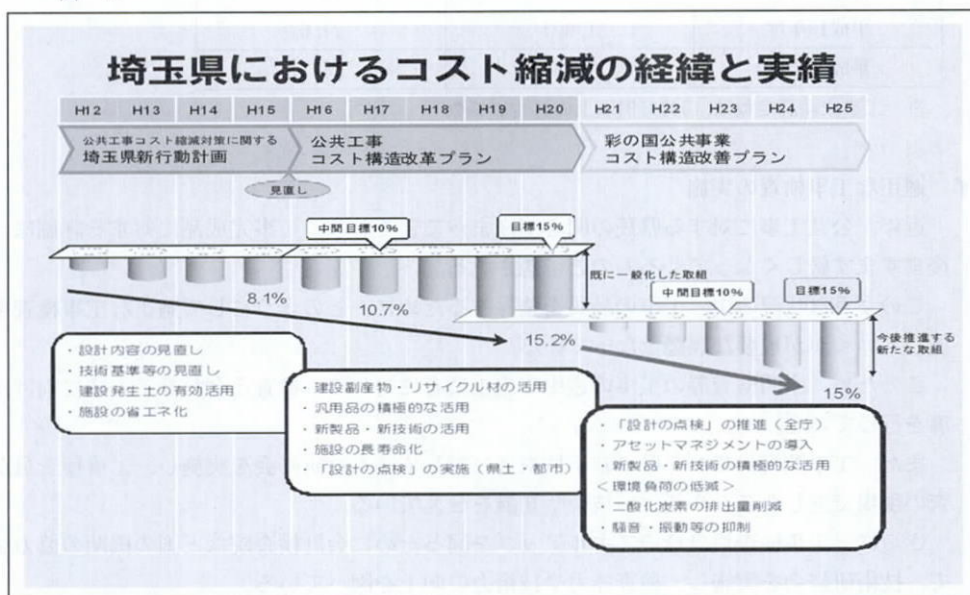
技術の継承のためには、「土木知恵袋制度」を発足させ、若手技術者からの技術上の疑問点や課題をベテラン技術者が回答する仕組みの中で、技術力の向上と技術の継承を図っていく。また、経験者の失敗から学ぶことができるよう、事例集として「成功への架け橋－失敗して分かること－」を作成し、周知している。

(4) 公共事業のコスト縮減

公共工事のコスト縮減については、「彩の国公共事業コスト構造改善プラン」（計画期間H21～H25）を策定し、全庁をあげて積極的に取り組んでいる。

公共事業の構想・計画段階から維持管理までのすべてのプロセスについて、コストと品質の観点から改善することにより、総合的なコスト縮減と公共工事における付加価値の向上を目指すこととしている。

図-2



3 業務間のコラボレーションについて

(1) 総合評価事務の一元化と検査業務との連携

平成20年度まで土木工事関係の総合評価事務は、4つの県土整備事務所にそれぞれ駐在職員を配置して業務を実施してきたが、東・西・南の3ブロックについては、平成21年度から当センターに担当する職員を集中させ、北部ブロックのみを駐在とした。

審査業務については、各発注機関で行っていた一部の審査について、当センターに統一を図った。このことで集約による業務の効率性を高めるとともに、発注機関から審査業務を切り離すことで業務の分担が明確になり公平性、透明性が増した。

また、当センターの工事検査担当と連携を取ることで、技術提案にかかわる履行確認を厳格に行うことが容易となる。

さらに、年度末の工事検査業務や第2四半期における総合評価方式に係る業務のピーク時期を踏まえ、工事検査担当と総合評価担当が相互に協力し合い、担当間の業務の平準化を図っていく。

(2) 技術力の向上への取り組み

工事検査員が工事検査から得たノウハウを「成功への架け橋—失敗して分かること—」や「技術職員研修のテキスト」の作成に活用している。

また、今年度、新たに県内市町村の工事検査を支援し、工事検査を通じた市町村職員の技術力の向上を目的として、当センターの研修担当と協同して、「埼玉縣市町村工事検査担当

者研修会」を本年8月18日に開催した。今後は組織化を図り、市町村からの要望や質問に適切に対処していきたい。

(3) 若手技術者への研修

若手技術者の技術力向上の一環として、工事検査員が各事務所に出向き、検査の進め方、施工計画書のチェック方法、監督員の段階確認検査のあり方、過去の工事検査における注意・指摘事項等について、当センターの研修担当と協同して、研修を行っている。

4 おわりに

以上に述べてきたように、当センターでは、総合評価、工事検査、職員の技術力の向上、コスト縮減など多岐にわたる業務を担当している。

これらの各業務を着実に執行し、業務の効率性を高めていくことはもちろん、今後、業務間でのコラボレーションを一層進め、さらなる相乗効果を発揮していけるように全力で取り組んで参りたい。



連合会の動き

公約に固守しない 柔軟な政策を 構造改善「避けて通れず」 全国府県建産連会長会議

平成21年度の全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月29日、島根県松江市のホテル一畑において開催され、当建産連から関根会長と田中常務理事が出席した。

冒頭、絹川治会長は鳩山政権の公共事業削減方針について、「容認できる施策ではない」と強調するとともに、「政権交代が国民の意思であることは事実。しかし民主党のマニフェストすべてに賛成したわけではない」として、公共事業に対する政策について柔軟な対応を求めた。さらに「建産連としては中小建設業者に対する理解を求め、それが政策に反映されるように努力していきたい」との考えを示した。

絹川会長はまた、市場縮小への対応や建設生産システムの改善、技術の継承など業界が抱える課題を挙げた上で、「健全な産業になるために構造改善への取り組みは避けて通れない」との考えを示す一方、「幅広く業界が参加して改善の努力をしなければならない」と述べ、業界の自助努力の重要性も強調した。

続いて、全国建産連会長表彰の授与式を行い、本県から次の2名が表彰された。

◎白澤芳正元理事

((社) 埼玉県建設業協会理事)

◎笠原保孝元理事

((社) 日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会相談役)

議事に入り、各府県建産連から提案議題の説明が行われ、それに対し国交省の各担当者から回答を得る一問一答の形式で意見交換が

進められ、埼玉県は「分離分割発注の推進」と「委託業務のダンピング防止策」の2点について提案した。

議事終了後には、既存資本の維持・管理を行える最低限の事業予算の確保、総合評価方式の早期導入拡大と、落札率90%台への引き上げ、公共事業労務費調査における設計労務単価決定方法の改善など8項目にわたる決議文が読み上げられ、満場一致で採択、この決議文をもとに11月以降に、政党や国交省など各関係機関に対する要望活動が行われることになった。

また、同日は臨時総会が開かれ、4人の役員の補欠選任が行われた。

議事終了後に開かれた懇親会の席上、絹川会長はあいさつの中で今後の活動方針に触れ、民主党を中心とした新政権の中でも、従来どおり自民党の職域代表議員を支持することを表明した。来年夏の参議院選挙を視野に置いたものと見られ、「これまでの業界の実態や苦境などの声を代弁してきてもらった恩義がある。これからも脇雅史議員と佐藤信秋議員を応援していく」考えを示す反面、新政権に対し、「実態を調査して政策も柔軟な対応を求めたい。我々も政策への意見は必要なら提出したい」と述べるなど、今後のスタンスを探っている状況ものぞかせた。

事業予算の確保など8項目を決議

要望事項

- ①今年度補正予算のスムーズな執行と、既存資本の維持・管理を行える最低限の事業予算の確保を図られたい。
- ②地方公共団体における総合評価方式の早期導入拡大と、低入札調査基準価格の見直しにもかかわらず、採算割れのため、落札率が90%台となるようさらなる配慮

をお願いしたい。

- ③ 現行の公共事業労務費調査の調査方法では、技能労働者の設計労務単価が下げ止まらないため、その決定方法を改善されたい。
 - ④ 官公需を堅持されたい
 - ⑤ 分離・分割発注の一層の推進、発注標準の見直しと喰い上がりの弾力化などにより、地域経済社会を支える中小建設業者の受注機会を十分確保されたい。
 - ⑥ 設計変更ガイドラインなどの周知徹底を行い、円滑かつ確実な実施を図られたい。また、契約後早期に工事着手できるよう配慮するとともに、発注者に起因する工期延長の場合には、必要な費用について増額変更するなど、適正な契約を実行されたい。
 - ⑦ ダンプの排除のため、予定価格の事前公表の廃止など必要な措置を講じられたい。また、「老舗企業」が不良不適格業者によって淘汰されているため、営業年数や地域貢献度などをさらに重く評価する制度を創設されたい。
 - ⑧ 元請下請取引の適正化のため、発注者は施工体制台帳を整備、不当なしわ寄せを被ることのないよう元請業者を指導されたい。
- 「建設生産システム合理化指針」に基づく諸施策と、「建設産業政策 2007」における建設生産システム合理化推進協議会の拡充など、なお一層の徹底を図られたい。
- 前払金の適正化についてもなお一層の徹底を図られたい。

公共事業に対する見解に集中 民主党埼玉県連と意見交換

民主党埼玉県連と建産連・建設業協会の正副会長らによる意見交換会が7月31日午後1時から、建設業協会役員室で開かれた。



開会に先立ち、武正公一・幹事長が「官主導から民主主導の政治に変えるべく、これからの選挙戦に全力で取り組んでいくが、業界の現状を認識し国政にも反映していきたい」とあいさつ、忌憚のない意見を求めた。

これに対し建産連の関根会長はあいさつの中で、「工事量は昨年比で約30%アップし、前倒しにより少し良くなってきているが、政権が変わると政策も変わるのではないかと危惧している。無駄な公共事業とよく言われるがどのようなものか。埼玉においてはまだまだ社会資本整備は遅れており、必要な物については積極的に推進してもらいたい」と指摘、建設業協会の古郡会長も「我々の業界だけでなく日本の将来を見据えて頑張っていただきたい」とあいさつ、有意義な場となることに期待し意見交換に入った。

まず、業界側の一番の関心事は、前倒し発注に加え補正予算の編成など、これまでの自民党政策をどのような方法で踏襲していくのかといった、公共事業に対する民主党の認識に議論が集中した。

これに対し民主党からは、「補正は一時的なもので、これからは新設でなく既存のもの

を改修して使う方向にシフトすべきだ。機械的に何%切るのではなく、必要な物は選択して実施する。これからは新規予算は期待できない。いわゆる選別が必要ということで目的を変えて公共事業を継続することになるが、今ある予算で転換させる知恵が必要になってくる」と回答。

さらに、「高速道路無料化は必ずしも経済効果に結びつかないのでは。渋滞というデメリットが予測される」という意見に対しては、「国民財産を有効に使うという民主党の方が自民党案より経済効果があるという調査結果が出ている。これからは高速道路がバイパスになる。発想を変えていくことだ。高速道路をはじめとする道路整備は物流政策で、国民全員が受益者だ」との見解を示し理解を求めた。

地元受注率の低さに対しては、「地元で出来る仕事は地元でやるといったメリハリが必要。地方分権により、権限、財源は地方にシフトさせ、地元で集めた金は地元で使うといった金融アセスメントの構築が大切だ」と述べた上で、「地方財政の手当は補填を考えた上で暫定税率などは廃止、一括交付金は面積と人口が計算基礎となる。地方がやりたい事業だけをやる」といった方向を目指していることを明らかにした。

最後に、業界の将来について「農業や、CO²削減などの環境ビジネスにシフトしたり、業界の技術を世界でどのように活かすかが課題といえる」と語り、引き続き意見交換の場をもつ意向を示した。

治山治水は日本の基礎

太田代表が来県、公共事業を語る

「政治は実行力！公明党講演会～建設業の皆様と語る会～」が12日、共済会館で開催された。講師は公明党代表の太田昭宏氏。太田

代表は当建産連加盟団体の役員や会員企業の幹部ら約300人を前に「政策がぶれない公明党」をアピール。「公明党は小なりと言えどもしっかりとした幹を持った政党である」ことを強調した。

行力！公明党講演会～建設業の皆様と語る会～



政策を語る太田代表

太田氏は大学時代に地震工学を研究した関係で、国会議員の中でもとりわけ土木事業や建築事業に造詣が深い。「豊臣秀吉によって徳川家康が江戸に転封されて利根川東遷事業が始まった。江戸の繁栄は利根川東遷という治水事業に負うところが大きい。利根川に限らず治山治水は日本の基礎をつくる事業である。現在でも治山治水などの社会資本整備の重要性は変わらないが、欧米など先進国と比較して日本の社会資本整備はいちばん遅れている。環境問題、道路整備、住宅整備、バリアフリーなど高齢社会への対応などやるべきことは多い。本日は自民党と公明党の与党共通のマニフェストを発表、今後3年間で200万人の雇用を創出するなどの経済成長戦略を打ち出した」と語り、公共事業と建設業界に理解のある姿勢を示した。

建設業の将来展望を模索

知事・県幹部と意見交換会

上田知事をはじめとする総務、県土整備、都市整備の各部長ら県幹部と、建産連正副会

長および建設業協会正副会長、支部長ら総勢35人による意見交換会が8月17日午後4時から県庁庁議室で開催された。

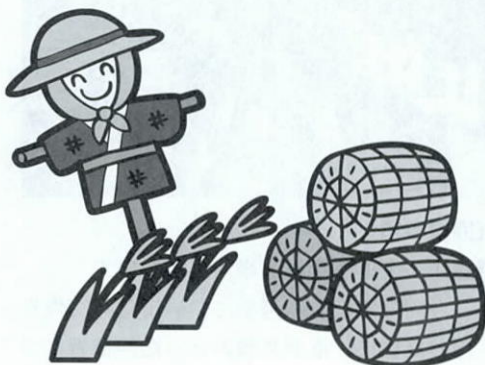


「建設業界の今後について」をテーマに、まず、県から公共投資の現状について説明を行った後、業界側から建設業界の経営状況（建設業決算収益に関するアンケート調査結果）や、経営の合理化・雇用の状況などが報告され、厳しい実態が浮き彫りとなった。

上田知事は、「公共事業はピーク時の35%まで減少、今年度については真水を増やすなどの政策によりある程度の効果は期待できると思う。しかしこれからは医療や福祉関係に予算がシフトされ回復は見込めないだろう。県としても業界再編や異業種転換など構造改革に対するバックアップに力を入れていきたい」と述べ、忌憚のない意見を求めた。

業界側からは「取り巻く環境変化が非常に激しく、いかに変化に対応するかが求められている」と前置きした上で、「新分野進出を検討してもほとんどうまくいかない。企業合同は政策的な要因がない限り難しいだろう」と、悲観的な考えが大勢を占めた。

結論には至らなかったが、引続き意見交換を重ね、今後の建設産業のあり方について双方模索していくことを確認、とりあえず第1回目を終了した。



委員 理事会報告

選挙対応や知事との 意見交換会について協議 第2回理事会

8月4日午後2時から、埼玉建産連研修センター第1会議室で平成21年度第2回目の理事会が開催された。

議事に先立ちあいさつに立った関根会長は、来る30日の衆議院議員選挙に触れ、「政権交代が現実のものになると言われているが、今後、経済の先行きがどうなるのか、我々建設産業の将来がどうなるのか、不安材料が一杯だ」と述べ、選挙への対応について活発な意見を求めた。

引き続き、議事録署名人に小澤理事と島村理事を選出した後、関根会長を議長に議事に入った。



[協議事項]

議題1 衆議院議員選挙対応について

今回の衆議院総選挙について意見交換を行った結果、推薦依頼のあった候補者については、推薦書を発行することが了承された。

議題2 公明党太田代表来県対応について

事務局より、公明党の太田代表が、8月

12日に県内建設業界のみを対象とした講演会をさいたま共済会館で開催することを説明、関根会長より政党党首による講演会のための確な対応が必要との意見が出され、協議の結果、各会員団体から10名を目標に参加、建設業協会については300名を目標に参加することを申し合わせた。

議題3 知事との意見交換会について

県側より、8月17日午後4時から県内建設業界代表と意見交換を実施したい旨要請があり、対応について協議を行った。理事より、委託業務における最低制限価格の設定と、建築設計業務積算基準の情報公開について要望すべきとの意見が出されたことから、当日出席する建産連正副会長、建設業協会の正副会長・相談役・支部長などのメンバーを通じて要望することとした。

議題4 報告事項

住宅瑕疵担保履行法の周知について

事務局より、平成21年10月1日より施行される標記法令について、資料をもとに説明を行った。

会員テナント室移動と修繕について

8月7日から11日にかけて予定されている、建産連会館入居テナントの移動の概要について、事務局より説明を行った。

悪質業者からの電話勧誘商法について

事務局より、最近、入居各団体に執拗な勧誘を繰り返す電話工事業者があることを報告、誘いに乗らないよう注意を喚起した。

その他

アウトサイダーによる落札数が依然として多いことから、各団体が主導し、加盟者が応札できる環境を整備していく必要がある。また、低価格工事や業務のもたらす弊害を業界主導で調査し、理論的裏付けをもって社会に対し発信していく必要がある、といった意見が出された。

全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議 第1回総務委員会

平成21年度第1回目の総務委員会が7月23日午前11時から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議が行われた。



冒頭、古郡委員長が「当委員会は、組織、機構、財務、関係法令、行政機関に対する建議などを担当することになっており、委員の皆様との協力のもとで、円滑な運営に心掛けてまいりたい。今日は、国や県に対する要望事項や全国建産連会長表彰候補者などをご審議いただくが、活発な議論により実り多い会議となるよう期待している」とあいさつ、委員紹介の後、古郡委員長を議長に協議に入った。

【議題】

国および県に対する要望事項について

全国府県建産連会長会議の提出議題については、①分離分割発注の推進について②委託業務のダンピング防止策について—の2項目（告知板の頁に別掲）を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、①分離分割発注の推進および小規模工事等希望者登録制度の改善について②設計価格の事前公表の廃止および地域要件の設定について③委託業務のダン

ピング防止策について④設計委託業務の積算根拠開示および国土交通省告示第15号の完全適用について—の4項目を要望事項として提出することで了承された。（詳細は告知板の欄に別掲）

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成21年度推薦者として、白澤芳正理事（埼玉県総合建設業協同組合前理事長）、笠原保孝理事（日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会 前会長）、の2氏が挙げられ、決定した。

その他

8月の衆議院議員選挙への政党支持について意見交換を行った結果、「日本の国、建設業界のために誰を選ぶかだ。党より人物本位」、「自民党埼玉県連への対応はどうか」、「統一的な方針でなく、選挙区によってケースバイケースで対応」など、各団体それぞれの事情があることが判り、理事会において建産連としての統一的な方針を正式決定することを申し合わせた。

第121号編集と 122号編集案について協議 広報委員会

7月22日正午から、建産連会館特別議室で広報委員会が開催され、建産連ニュースの発行と建産連ホームページについて協議を行った。



議 題

「建産連ニュース」第121号の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第122号の編集案について

10月に発行する第122号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

建産連インターネットホームページについて

事務局より、7月1日から公開したことを報告するとともに、会員団体のインターネット対応状況確認アンケートを7月末までに終了させ、8月上旬より会員向け専用ページの運用を開始するなど、今後のスケジュールについて説明を行った。

その他

次回委員会開催日を10月14日とすることを決めて閉会した。

建産連会館 年末年始の閉館について

建産連事務局

例年どおり下記の期間を全館閉館とします。

◆12月29日（火）から平成22年1月4日（月）まで

連載

愛すべき土木の人たち

その16
市川正三

現場にて 2 題

今回は現場でひどい目にあった話をしたいと思います。

3億円事件

その日は、毛呂山町の鎌北湖へ行く道路を拓げるため用地の取得が必要となり、朝早くから境界立ち会いを行っておりました。勤めをする方から出勤前に済ませたいとの要望が多かったからです。

前にもお話いたしました、「境界立ち会い」は測量の中で一番難しい仕事であります。他の部門では、レーザーを駆使した器械など開発され、精度も上がり、作業も驚くほど楽になりました。しかし、この「境界立ち会い」だけは、国土調査が済んで境界が確定している所ならともかく、土地所有者ですら境界が定かでないような所は、関係する土地所有者が全

て立ち会って決めなければなりません。境界査定装置「境界ワカルンダー」など置いておくと、夕方までには土地の境界が全て決定されているというような便利なものは、未だに誰も開発してくれないのであります。

境界のわかりにくいような所に限って、ゴミ捨て場になっていたり、鬱蒼と木が生えていたりするなどしております。それはそうでしょう、境界がはっきりしていれば、自分の土地がどこまであるのかわかるので、愛着もあるでしょうし、管理も熱が入ります。

このような場所は事前にゴミを片付けたり、草を刈ったりいたします。その上で、おおよその見当をつけておきます。この事前準備を徹底してやっておくことが、境界立ち会いをスムーズに進められるかの鍵を握ります。

毛呂山町から応援にきてくれた大洗さんは、この当時、まだ役場に入って日も浅く、清々しい若者でありました。しかし、土地所有者が多く集まる境界立ち会いでは、地元の役場の人がいるのといないのでは大違いです。何かあったときに、県ではどこに行っても良いのかわかりません。また役場の中には、公図（明治19年につくられた土地の基本図）を読み取る名人などがおりまして、いよいよの時に



境界査定機 サカイワカルンダー

は来てくれたりします。また、私1人では、「言った」「言わない」の問題が生じた場合も困りますので、地元の役場職員の立ち会い、応援は「境界立ち会い」にはとても重要なのです。

冬の寒い朝なので、皆、急いで決めてくれました。しかし、なかなか決まらない所なども出てまいりまして、「早くしてくれないかな」とか「そろそろ、会社に行かねば」など、しびれをきらして待っている人達からの声がかかるようになります。そうすると、その場は大洗さんに委せて、次の方のほうに移ります。ようよう、昼近くになって一段落しましたが、「未定箇所」や「再度保留箇所」などがいくつか出ました。これは、いつものことなので、お昼を食べに行くことにしました。

役場に向かって車を走らせておると、もの凄い数のお巡りさんが出て検問しております。通常を取り締まりであれば、多くても、7、8人なのですが、20人から30人ぐらいはおり、驚いたことに、パトカーも6、7台、それより大きな車も何台かきているではありませんか、おまけにテントも3張りもはってあります。このものものしい警戒ぶりをぼんやり眺めながら検問所に行きました。この時までは、まだ、この私自身が**容疑者**として扱われるとは思っておりませんでした。

「免許証をみせてくれませんか」

「あれっ。どこに入れたっけなあ」検問所の手前からあちこち探したのですが、いつもあって当たり前の免許証が忽然といなくなっております。いつも、ズボンの右後ろのポケットに入れて置くのですが、影も形もありません。“そんな馬鹿な”

「ゆっくり探していただいて結構ですよ」言葉が急に丁寧になるお巡りさん。

そう言いながらも、私の様子を鋭い目で観察しております。“いやーな感じ”

慌てれば慌てるほど見つからないのが免許証です。こんな時は、思い出せばいいんだ！今朝からのことを思い返すと、今朝、役所で、ズボンを履き替えたことを思い出しました。いつもは作業ズボンで通すのですが、夕べは用地交渉に行ったからです。



「厳重な取調べ」

「あのう、土木事務所に忘れてきたようです。すみません」

「それでは、こちらに入って！」と、急に事務的な態度で検問所の奥に連れ込まれました。関所みたいなのがいくつもあって、そこを通るたびに着席させられて、私の名前、年齢、住所、勤務先、**出身校**、今日の行動を繰り返し聞かれました。その時に、**免許証の番号**と取得年次も合わせて聞かれました。はたして、自分の免許証番号を答えられるって人いるんでしょうかね、ただ、関所を越えるたびに人が増えていくのであります。たかが免許証不携帯でこのものものしい扱いはひどいんじゃないかと不遜にも思いました。

「免許証を取りに行きたいのですが、私のことは、飯能土木事務所に問い合わせただけでわかるとは思うんですが、今

まで一緒に仕事をしていた役場の大洗さんも、そこで待っているんで」と、ついうっかり言いましたら、申し訳なくも、大洗さんまでもが別の場所に連れ込まれてしまったようです。ここで、私も落ち着きを取り戻しました。

「何のことかわからんけれど、私も今朝から大勢の土地所有者と一心不乱に仕事をしてきたんだ、**免許証不携帯**でこれほどの扱いを受けるのは、私のわからない何か大事件が起きたに違いない」と、思いました。

ふと気がつくと、あれほど大勢で取り囲んでいたお巡りさんが、潮が引くようにいなくなっております。奥の指令室みたいなところに集まって相談しております。結果が出たようです。

「市川さん、これからすぐに免許証を取りに行ってくれませんか」と、偉そうな人が簡単に言いました。

「はい、すぐに取って参ります」何故かうきうきしながら言いました。

「あ！そうそう、町役場の大洗さんと一緒に行って貰うから、あんたは**免許証不携帯**なのでなあ」

我が懐かしの飯能土木に到着すると、庶務の人が私の免許証を持って待ちかまえておりました。一息つくまもなくとんぼ返りいたしました。おかげで、私はともかく、大洗さんは昼飯抜きになってしまいました。午後からの仕事が目の前に迫っていたからです。

急いで検問所に行き、先ほどの偉い人に免許証をみせると、ろくに見ようとしないで

「これからは、免許証は身につけてくださいね」と、そのまま入り口の方を指さしました。そこには、お巡りさんが二人いて、免許証を見ながら型通り、氏名、年齢、住所を聞かれました。そして、

「これから、立ち会いの仕事があるんでしょう、大変ですね」と、言ってくれました。

「免許証不携帯の交通違反の処分はどこで受ければ良いんですか」

「奥で、説諭を受けたでしょう、今日は交通取り締まりではないので注意だけになりました」ははあ、さっきの偉い人の短い話が「説諭」だったんだなと思いました。

午後の立ち会いの仕事も終わり、役所へ帰りますと、大変な騒ぎになっておりました。「**3億円事件の発生**」があったからです。

その後、事件のあった府中の大学を出ているというだけの理由で2回も取り調べを受けました。皮肉なことに、この免許証不携帯のおかげで、1968年12月10日の記憶が鮮明で、私のアリバイを証明する土地所有者だけでも36人おりました。ともかく、現在の評価額30億円ともいう犯行の容疑者になったのですが、痴漢や万引きなどでなくて、まだ良かったと思っております。

「身分知らず」

次は、役所に入りたての新人と測量に行った時の話です。

現場は日本でも名高い**西川材**の産地で、手入れのよく行き届いた鬱蒼としたスギ林でした。密植林業なので、木と木の間隔が狭く測量屋泣かせのところでした。

道路の中心線測量を行ったのですが、途中に谷があり、その向こうの目標杭を見通して、新しく中心線を設定し、杭を打たなければなりません。そこで、トランシットをセットして、目標杭の目印となる赤布に照準を定めなければなりません。しかし、木の下枝や草、蔓などが邪

魔をしており、これらを取り除かなければ測量になりません。起点は高台にあり、平らなところなので、トランシットは新人に任せることにして、ノコギリや鎌など身につけて、また、谷を下り、登らなければならぬので、ザイルやカラビナの準備をいたしました。谷に降りたりすると目標がわからなくなるので、起点から目標までの、刈取る草や枝などを頭に入れておかなければなりません。ここで、新人に質問をしました。「木に登ったことある」

「ありません」と、つれない返事、

「子供の頃、蟬とりぐらいしたろう」

「ええ、もっとずーっと低い木です」

「低い木なら登れるんじゃないか」

「あんなに高い木には登ったことないし、草も刈るんでしょ、虫や蛇が出てきたらどうするんです」ははあ、藪に入って作業するよりここにいるトランシットをのぞいていた方が楽だと思ってるんだなあと感じとれました。

「ともかく頑張ってるからここにいる、見通しの指示は大声でしてくれ、拝見っていったらすぐのぞいてみてくれよな」ふと見ると、トランシットの据え付けにまだ手こずっております。時計を見ると、40分もやっているではありませんか、手を出したいところですが、我慢しておりますと、ようよう据わったかなあ、やれやれと思うと、肝心の杭上から下げふりがはずれてしまっています。何回トランシットの周りを巡ったのでしょうか、首をひねりひねり「変だなあ」などと独り言を言いながら微動ネジを締めております。

とうとう、音を上げて、

「市川さん、据えてください、ここ、難しいんです」

「え！ここ、平らだよ」トランシットを

よく見ると、三脚の二本の脚が長く、残りの1本が短くなっていて、おまけに、微動ネジがこれ以上上がらないところまで一杯に締め上げられているではありませんか、私がこのネジを緩めようとしても固く締まって全然動かないのです。さっきから、「もうすこし」などと言いながら満身の力を込めて何かやってると思ったら、こんなに締めちゃって、内心あきれてしまいました。

「このような平らな場所で据える場合、3本の脚は同じ長さで良いんだよ、まず、杭を中心にして、2脚をしっかり固定するんだ、残りの1脚を動かしながら下げふりが杭の釘の上にくるようにするんだ、もちろん、最初に私がやったように**微動ネジは皆ニュウトラル**の状態にしておくことも忘れようにな」と、身振り手振りで説明し、目標の赤布にあわせて据え付けを完了しました。彼は魔法でも見るように目を丸くしてみておりました。

「これは斜面であっても基本は同じなん



だ、据え付けに時間がかかるんでは仕事にならるので、役所に帰ったら、庭の色々な場所で練習することだ、プロになったんだからなあ」それから、草刈りしながら、急いで谷へ下り、頭の中にセットした順に木の枝をノコギリで伐りました。せっかく登ったスギの木から降りるのは勿体ないので、隣の木に飛び移りながら作業をいたしました。こうして大汗をかいた後、大体見通せる状態になったので、樹上から

「拝見、拝見！**拝見！拝見！**」と、怒鳴りました。しかし、肝心の新人がトランシットのところにおりません、また、

「**拝見！拝見！拝見！拝見！拝見！拝見！**」と、あらん限りの声で叫びましたが、影も形もありません。

これだけ呼んでもいないとは、なにかあったのかと、悪い予感がいたしました。仕方ないので、せっかく登った木を降り、谷から藪をかきわけかきわけトランシットの据えてある頂にたどりつきました。気がせいていたので、これは大仕事でした。小一時間かかるところを20分ぐらいで登ったからです。しかし、どこを探してもおりません、この異変を役所に伝えなければなりません。今みたいに携帯電話がない頃なので、電話を借りに近所の家に行きました。庭から入ると、縁側の廊下にいました、いました、そこの家人とお茶を飲んでいるではありませんか

「何やってるんだ！トランシットから離れてどうするんだ！」

「お茶を勧めたのは私なんですよ、何ですか、その言い方は！失礼ではないですか」

「突然やってきて大声を出して申し訳ありません、測量やっけていて、絶対やっけてはいけない持ち場をこの者が勝手に離れ

たもんですから」

「この者ってなんですか、監督さんに向かって！この人は県のお役人さんなんですよ！**人夫には人夫の口の利き方**ってものがあるんです。なんですか、その横柄な態度は」

差別用語を使ってなじるこのご婦人の顔をあんぐり見てしまいました



「行方不明の測量員」

告知板

全国府県建産連会長会議提出議題

分離分割発注の推進について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持ってきた。しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境下に置かれている。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいるが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会が得られることが必要不可欠となっている。

国においては、この厳しい現状をご理解され、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注をお願いするとともに、地方自治体に対しても、これらの点について強くご指導していただきたい。

委託業務のダンピング防止策について

建設工事の設計、測量、調査、補償コンサルタント業務等の委託業務において、ダンピングによる業務品質信頼性の低下が大きな問題になっている。

委託業務は、その大半が人件費によって構成されており、限度を超えた低価格による受注は直接労務単価の圧縮につながり、被雇用者の過重な労働や協力業者に対する下請けいじめが発生し、業務の質の低下が、後に行われる建設工事に大きな影響を及ぼすことになる。

これらを解消するため、委託業務に最低制限価格制度を採用するか、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価方式の導入を図っていただきたい。併せて地方自治体に対しても、これらの点について強くご指導いただくよう要望する。

平成22年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望

分離分割発注の推進及び小規模工事等希望者登録制度の改善について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持ってきたが、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境下に置かれている。

各企業は、徹底したコスト削減を行うなど懸命な自助努力に取り組んでいるが、市場の確保、及び受注機会の拡大が最大の課題となっており、分離分割発注等により、公共事業の受注機会が得られることが必要不可欠である。

県においては、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、地元専門企業への発注について特段のご配慮をお願いしたい。

また、小規模工事等希望者登録制度の運用については、地域経済活性化策の一つとして位置づけられているにもかかわらず、未だ採用していない自治体があることや、自治体によって工事価格の上限に大きな差異があるため、対象枠の拡大とともに工事価格の上限設定を改善するよう、県下市町村に対して強くご指導をお願いしたい。

設計価格の事前公表の廃止及び地域要件の設定について

一般競争入札の公告において、設計価格の事前公表を行うことは、応札業者が自社で積算せずに安易に入札に臨むことを誘引する原因になる。誠実に積算して受注しようと努力する良心的な企業の意欲を阻害し、不良不適格業者をはびこらせ、地域経済の活力を損なうことになりかねないため、設計価格の事前公表は即刻廃止していただきたい。

また、県においては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう「一般競争入札参加条件設定ガイドライン」を定めており、応札業者数が原則として30社程度となるよう、地域要件の設定を行っているが、もともと業者数が少ない業種にあっては、常に全県域が対象地域要件となり、工事場所から遠方の業者が落札する例が多々発生している。

工事場所から遠方の業者は、災害復旧の際の担い手となるなどの不測の事態に対応することは不可能であり、日常的な維持管理にあっても即時対応できずに施設管理者の負担増加の要因となるため、地域要件の設定は最小限にとどめていただくよう要望する。

委託業務のダンピング防止策について

建設工事の設計、測量、調査、補償コンサルタント業務等の委託業務において、ダンピングによる業務品質信頼性の低下が大きな問題となっている。

委託業務は、その大半が人件費によって構成されており、限度を超えた低価格による受注は直接労務単価の圧縮につながり、被雇用者の過重な労働や協力業者に対する下請けいじめが発生し、業務の質の低下が、後に行われる建設工事に大きな影響を及ぼすことになる。

これらを解消するため、委託業務に最低制限価格制度を採用するか、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価方式の導入を早期に図っていただくよう要望する。

設計委託業務の積算根拠開示及び国土交通省告示第15号の完全適用について

設計委託業務の入札執行上の問題点として、業務内容・条件・業務範囲の明示が必ずしも十分でないものが多く見受けられる。例えば、「その他この業務に関連する業務一式」という文言で表現され、入札の段階では想像もしなかったような業務が発生することや、「分掛け」や「依頼度」と称して、積算結果を一律に減額する調整係数を導入して、全体金額の圧縮を図っていることなどである。

この結果、実務と対価が乖離する事例が多くなっており、成果品の品質低下が危惧されるとともに、経営基盤をも危うくしかねないので、全ての業務について、業務内容とその対価（人工）の積算根拠を開示していただきたい。

県内においては、一部業務項目内容やその対価（人工）を公表している自治体もあることから、県において、積極的かつ前向きな対応をお願いしたい。

また、数年前の一連の建築構造計算書偽装事件に端を発し、建築士法が改正され、設計者に負われる責任が極めて重くなり、それに伴い業務量が飛躍的に増大している。

このため、建築士法の改正に合わせて、国土交通省告示第15号として、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が平成21年1月17日付けで発せられたことから、公共工事の設計業務に関して、上記告示の速やかな完全適用をお願いしたい。

埼玉県NPO基金

～皆様からのご寄附をお願いします～

NPOって何?

営利を目的とせず地域の課題の解決に自主的かつ継続的に取り組んでいる民間団体です。



何に使うの?

NPO活動に助成したり、NPOのためのセミナーの開催などに使わせていただきます。



NPO基金へのご寄附の方法

20年度は42団体に助成し、のべ330人の方がセミナーに参加しました。

NPO活動を広く支援したい。

一般
寄附

興味のある活動分野がある。
一定の活動分野を支援したい。

分野希望
寄附

※環境保全や福祉・保健・医療、スポーツ振興など支援したい分野を選んでいただけます。
※50万円以上の分野希望寄附をいただいた方は、県の助成事業の名称に愛称を付けていただく「ネーミング事業」がご利用いただけます。

活動に共感できる団体を支援したい。支援
したい団体がある。

団体希望
寄附

※あらかじめ登録した約200の団体の中から支援したい団体をお選びいただけます。
※寄附の一部はセミナーの開催など広くNPO活動の支援に使わせていただきます。

50万円以上ご寄附いただくと...

- ・知事から感謝状の贈呈があります。
- ・バナー広告をNPO情報ステーションに掲載することが出来ます。
- ・分野希望でご寄附をいただいた場合は、県の助成事業に愛称をつけることが出来ます。



NPO基金にいただいたご寄附は、その全額を損金に算入することが可能です。

埼玉県 NPO活動推進課 (NPO情報ステーション: <http://www.saitamaken-npo.net/>)

電話 048(830)2828 FAX 048(830)4751 E-mail a2835-03@pref.saitama.lg.jp

アーキニリング・デザイン展

— 模型で楽しむ世界の建築 —

■主催 日本建築学会

■共催 日本建築構造技術者協会

■日時 12月10日（木）～12月21日（月）

■会場 埼玉会館展示室（さいたま市浦和区高砂3-1-4）

■展示趣旨 本展覧会は、建築（アーキテクチャー）の設計・生産を支えるエンジニアリング・デザインをアーキニリング・デザインと呼称し、両者の関係を見据え、その歴史的発展過程から、未来の建築へ向けての示唆と提案を意図して開催を企画したものです。

また、この展覧会の主役は学生たちが創意工夫し制作した手作りの「模型」です。ここでは単に技術や作品を展示するだけでなく、技術が作りだすことに成功した環境の質と技術的創意に焦点があてられ、コンテンツ選択の基準となっています。さらに、実体験や参加型イベント、講演会などもプログラムの中に企画されています。

世界遺産建築から最先端の建築まで、その仕組みを解剖し、子どもから建築の専門家まで、多くの市民が楽しみながら、「未来の建築世界遺産」を考えることができるような展覧会を目指しています。

■対象 一般市民（子ども）から建築専門家まで

■展示企画 8つのテーマ

歴史の歩み／20世紀の建築と技術／イメージとテクノロジーの交差点／空間構造の諸相／対震と高さへの挑戦／身近なAND・住まいのAND／都市・環境のAND／軽量構造

■テーマ 「模型」が語る3つのメッセージ

- 建築の持つ多様な魅力と役割を市民に伝える
- エンジニアリング・デザインの重要性と可能性を建築界で共有する
- 美しく、合理的な建築デザインの継続性と発展性を次世代につなぐ

■お問い合わせ先 社団法人日本建築学会関東支部（電話）03-3456-2050

育児・介護休業法の改正について

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要になっています。

このため、「育児・介護休業法の一部を改正する法律」が、第171回通常国会において平成21年6月24日に可決成立し、平成21年7月1日に公布されました。

☆主な改正点

- ・育児期の短時間勤務制度（1日6時間）の義務化
- ・育児期の所定外労働の免除の制度化
- ・子の看護休暇制度の拡充
- ・父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長
- ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合の特例
- ・労使協定による配偶者（夫）除外規定の廃止
- ・介護休暇制度の創設
- ・紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設
- ・事業主名の公表制度及び過料の創設

☆施行日

- ・紛争の解決、公表及び過料に係る規定は、公布の日から起算して3ヶ月以内
- ・調停に係る規定は、平成22年4月1日
- ・その他の規定は、公布の日から起算して1年以内（ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主は一部の規定について3年以内）

☆お問い合わせ先

（さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階）

埼玉労働局雇用均等室 電 話 048-600-6210

FAX 048-600-6230

県内経済の動き

県内景気は底を打ったのか

今年の6月に、政府は国内景気の“底打ち”を宣言した。在庫調整が一段落し、企業の生産活動が再び動き出したなどの理由から、確かに4-6月期の実質国内総生産（GDP）は、2008年1-3月期以来5期ぶりに年率3.7%のプラス成長となっている。大手企業の経営者の一部には、「5月下旬から週を追うごとに良くなっている」との発言もあり、漸く世界同時不況からの脱出に光が見えてきたようだ。しかし、本当に企業経営者らは政府の“底打ち”宣言を額面通りに受け止めているのだろうか。特に、中小企業が大多数を占める埼玉県内の企業経営者は、県内景気も底を打って回復に向かってしていると判断しているのか気になる。

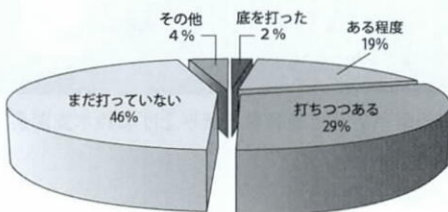
当研究所では、県内の企業経営者が景気の悪化についてどう判断しているのかを見るため、今年8月に「現在の埼玉県内景気と見通しについて」のアンケート調査を実施した（回答率27.9%）。その結果、全産業で県内景気も“底を打った”と判断している企業は全体のわずか2%だった。さらに、建設関連企業だけの回答を抽出した結果ではなんと0%で、まだまだ底打っていないと判断している。逆に「まだ打っていない」という否定派は全産業で46%、建設関連企業では53%と半数以上を占め、現状をかなり厳しく見ているようだ。しかしながら、「ある程度打っ

た」や「打ちつつある」との回答が全産業で48%あり、建設関連企業でも47%と半数近く寄せられたことを勘案すると、県内企業経営者の底打ち判断は二分されている。

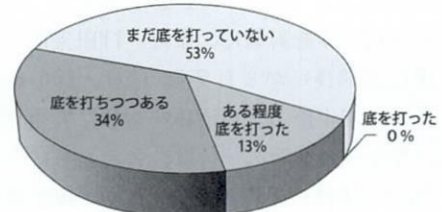
現状において県内景気が底を打っているか否かにかかわらず、景気が回復基調に入る時期を聞いた結果では、全産業で52%の企業が「来年4月以降」と回答。建設関連企業でも実に7割以上が来春以降に回復が始まると予想していた。こうしてみると、建設関連企業の経営者は現在の県内景気をより用心深く見ているようで、他産業の経営者より景況判断が慎重になっている。問題は、景気が回復基調に入っても以前のような状態、つまり昨年9月に世界を震撼させた米国リーマンブラザーズの破綻が起きる前の経済水準に戻るかどうかだ。回答結果によると、全産業では戻ると「思う」が1%、「ある程度戻ると思う」が29%で、合わせると3割の企業が期待を込めて戻ると予想している。しかし、大勢は「戻るとは思わない」との判断で、約7割の企業がリーマンショック以前の水準に戻ることはない悲観的だ。

建設関連企業ではどうか。やはり慎重な見方が強いものの、全産業に比べると「戻るとは思はない」との回答は62%にとどまっている。裏を返せば約4割の建設関連企業は、現状が悪くとも将来的には以前の水準に戻るとみている。なお、複数回答で聞いた景気回復の判断材料は、建設業界に携わっているだけに住宅建築や公共事業の動向を重視しているとの回答が多く、個人消費や雇用情勢にも注視する企業が目立っている。（ぶぎん地域経済研究所）

全産業の景気底打ち判断



県内建設業関連企業の判断



建産連 だより

○東日本建設業保証株式会社

「中間前金払」と「部分払い」

公共工事では工事竣工前に前払金の他に工事代金の一部を受領することができる制度があります。

①部分払い（工事出来高に対して9割）

②中間前金払（請負金額の2割）

①は、出来高調書や写真等を揃えた上、出来高検査が必要。請負者に相応の負担あり。

②は、保証会社の保証が付くことで出来高検査を省略。また、保証会社の保証に際しても保証料が一律0.065%と低く、前払金使途内訳明細書の記入や支払先確認資料等が不要です。払出し方法も「小口保証」と同様です。

但し、②は発注者側で制度化され、申請条件も相違します。埼玉県内の自治体では、埼玉県、さいたま市、飯能市、志木市が制度化しております。詳細につきましては、各自治体ないし、当社までご連絡下さい。

○埼玉県電気工事工業組合

キャラバン隊で

電気使用安全の啓蒙・啓発

当工組では、毎年、8月の電気使用安全月間に合わせ、電気使用安全の啓蒙・啓発キャラバン隊によるキャンペーン活動を実施しており、本年度は久喜支部（鈴木徹夫支部長）が8月3日（月）、幸手市、加須市、久喜市の3自治体を対象に、また、行田支部（羽鳥隆行支部長）が8月7日（金）、行田市、鴻巣市、羽生市の3自治体を対象に実施した。

キャラバン隊の一行は、各首長らにキャンペーン活動の趣旨説明を行い、「趣意書」と

「あなたが防ぐ電気事故」のポスターを手渡して活動への理解と協力を訴えた。



鴻巣市役所前で記念撮影

電気使用安全月間のキャンペーンは、経済産業省が主唱するもので、感電事故の発生率が高いとされる夏場に、一般家庭を対象に電気使用の安全に関する啓発活動を行うことを主な目的としており、全国の各都道府県工組で実践している。



左から小澤理事長、工藤行田市長、羽鳥支部長



町田幸手市長と趣意書を読み上げる鈴木支部長

活動の項目は

- ① 地域社会に視点をのこした電気使用安全に関する啓発
- ② 漏電遮断器の取り付け促進
- ③ 不良電気設備の改修工事の実施
- ④ 電気設備の安全診断の実施
- ⑤ 電気設備のリニューアルの推進
- ⑥ 電気安全啓発キャラバン隊の実施
- ⑦ 電気工事士に対する研修の実施
- ⑧ 200ボルト化の推進普及

○(社)埼玉県空調衛生設備協会

管工事業が単独業種に

当協会は昨年、法人設立30年、前身の埼玉県水交會創立から50年の節目の年を迎えました。これもひとえに各企業や関係団体のご指導、ご協力の賜物と深く感謝し、御礼を申し上げます。

さて、業種の細分化や格付けの厳格化などが建築設備業界の長年の懸案でしたが、本年度より県の格付要領の中で「管工事業」が「その他の業種」から独立して単独の業種として位置づけられました。県や市町村に対しましては今後も、地元設備専門企業への発注や専門設備工事業への一層の直接発注の推進をお願いしてまいりたいと思います。

また、公益法人制度改革に向けて引き続き、県の「防災拠点活用塾」への協力や県立工業高校への講師派遣など、公益事業活動をさらに積極的に進めるとともに、これからの低炭素社会づくりに向けて、地球環境の保全、省エネルギー対策等に積極的に取り組み、新しい分野へ活動の輪を拡げて、長引く不況の波を乗り切っていきたいと考えております。

○(社)埼玉県測量設計業協会

県関係部局長との意見交換会を開催

7月30日、さいたま市・プリムローズ有朋で、恒例の県関係部局長との意見交換会を開

催した。冒頭、小山会長が「会員は厳しい経営環境のなか、技術の研究と研鑽に努めている。会員企業の優先活用をご検討いただきたい。測量設計業務にも総合評価方式を導入していただきたい」と述べ鈴木聖二顧問は「この交換会を生かして、お互いを理解しあい地元業者への発注拡大をお願いしたい」と挨拶の後、意見交換に移った。

まず、県側が、平成21年度の「埼玉県部局別当初予算」について説明、続いて協会側が既に県に提出した平成21年度要望事項の「会員企業の優先活用」、「施行実態にあった労働単価の見直し、並びに最低価格の設定及び引き上げによるダンピング排除等による適正競争の推進」、「測量設計委託業務へ総合評価方式の導入」、「公共基準点の整備」の4項目について要望した。県はそれについて、次のように回答した。「発注に当っては県内業者を優先している。今後も会員企業を含めた県内業者の受注機会確保に努める」「総合評価方式導入については国等の動向をみながら今後も検討していく」「公共基準点については活用するよう検討している」「最低制限価格制度を実施している他県の実態を把握等して検討していきたい。」

この後、ダンピング防止や総合評価方式導入など業界の直面する問題について、活発な質疑応答を行い閉会した。

○(社)埼玉県測量設計業協会

埼玉県シラコバト

長寿社会福祉基金へ寄付

7月28日埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金へ寄付を贈呈した。寄付金は同協会の小山会長から上田清司知事へ手渡され、上田知事からは、感謝状が贈呈された。

同協会は平成3年から毎年同基金に寄付を行っており、今年で19回目、総額は618万6,012円となった。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会

定期報告実務要領講習会
開催のお知らせ

- ※ 本会事務局が、建産連会館の5階から4階へ移転しました。宜しくをお願いします。
- ※ 誰もが安心して利用できる安全な建築物を提供するためには、建築物と建築設備を適確に維持管理していくことが非常に重要です。また、不特定多数の方が利用するなど、特に公共性の高い建築物等には、定期的な調(検)査報告が義務付けられています。

この定期報告の内容を御理解いただくため、「定期報告実務要領講習会」を次のとおり開催します。多数の方の御参加をお待ちしています。詳しいことについては、事務局 (TEL 048-865-0391) にお問合せのうえ、是非お申込み下さい。

◎建築物定期報告実務要領講習会

11月17日(火) 10時～17時

◎建築設備定期報告実務要領講習会

11月18日(水) 10時～17時

(会場は、いずれも建産連研修センター3階大ホールです。)

○埼玉県設備設計事務所協会

平成21年度 月間事業予定

平成21年8月～平成22年3月

平成21年 10月

日	曜	内 容	場 所	出 席 者
未定		東京ガス施設見学会	太陽エネルギーシステム(熊谷)	会員

11月

日	曜	内 容	場 所	出 席 者
6～7	金 土	第42回合同研修会・ゴルフコンペ 新技術研修	伊香保温泉・伊香保カントリークラブ	正・賛助会員・関連 団体会員
19	木	技術委員会主催技術研修会 テーマ未定	大宮ソニック市民ホール	官公庁・関連団体、 正、賛助会員

12月

日	曜	内 容	場 所	出 席 者
未定		正会員・賛助会全体会議及び合同忘年会	未定	正会員 賛助会

平成22年 1月

日	曜	内 容	場 所	出 席 者
22	金	埼玉県設備設計事務所協会新年賀詞 交歓会	さいたま共済会館	会員・新聞社

連合会日誌

- 平成21年6月17日（水）調査基準価格・最低制限価格再引き上げ県方針に対するお礼挨拶（於：県庁知事室、対応：上田清司知事、岩崎契約局長、柳沢入札企画課長）関根建産連会長、古郡埼建協会長、田中建産連常務、篠塚埼建協専務出席
- 6月19日（金）会館屋上アンテナ設置検討会議（於：特別会議室）
- 6月24日（水）テナント会議（於：特別会議室）
- 7月2日（木）行政情報寄稿依頼（於：埼玉県消防防災課、用地課、総合技術センター）田中常務、宮川参事
- 7月22日（水）**広報委員会**（於：特別会議室）
「建産連ニュース7月号の発行について」、「建産連ニュース10月号の編集案について」、「インターネットホームページについて」を協議
- 7月23日（木）**総務委員会**（於：特別会議室）
「国及び県に対する要望事項について」、「全国建産連会長表彰候補者について」などを協議
- 7月24日（金）全国建産連広報・構造改善対策委員会合同会議（於：虎ノ門MTビル2号館）に田中常務出席
- 7月28日（火）公明党時局講演会（於：埼玉会館大ホール）に田中常務出席
- 7月31日（金）民主党県連との意見交換会（於：会館2階埼建協役員応接室）に正副会長出席
- 8月4日（火）**正副会長会議**（於：会長室）
「理事会の進め方ほか」について協議
第2回理事会（於：研修センター第1会議室）
「第45回衆議院議員総選挙対応について」、「公明党太田代表来県対応について」、「上田知事との意見交換会の開催について」を協議。「住宅瑕疵担保履行法の周知について」、「会館テナント室移動と修繕について」、「悪質業者からの電話勧誘商法について」を報告
- 8月7日（金）～平成21年8月12日（水）**会館一部テナント室移動**（引越し）、電業協会（4階から5階へ）、道路舗装協会（3階において室移動）、補償コンサルタント協会埼玉県部会（4階から5階へ）、建築士会（3階倉庫間仕切移動）、建築士事務所協会（5階において室移動）、建築住宅安全協会（5階から4階へ）、埼建協さいたま支部（5階から3階へ）
- 8月12日（水）公明党講演会（太田代表が来県し、県内建設業界と語る会）（於：さいたま共済会館）建産連加盟団体企業から315名が出席
- 8月12日（水）～平成21年8月14日（金）**夏期休館**
- 8月17日（月）知事と県内建設関係団体との意見交換会（於：第1部・県庁議室、第2部・別所沼会館、対応：上田清司知事、総務部・県土整備部・都市整備

部の各部長・副部長・契約局長ほか)に正副会長出席、埼玉建設協会同席
「公共投資の現状」、「建設業界の経営状況」、「経営の合理化」、「雇用情勢」、「今後の建設業のあり方」等について幅広く意見交換を行った

8月18日(火) 第45回衆議院議員総選挙公示日

8月19日(水) 県内建設関係団体との意見交換会の実施に対するお礼挨拶(於:県庁知事室ほか)に関根会長、田中常務、篠塚埼玉建設協会専務出席

8月30日(日) 第45回衆議院議員総選挙投票日

9月4日(金) 正副会長会議(於:会長室)
「総選挙開票結果」について協議

9月8日(火) 全国建産連正副会長会議、全国建産連総務委員会(於:虎ノ門MTビル2号館)に関根会長出席

「国に対する要望事項について」「全国会長表彰について」ほかを協議

9月11日(金) 研修指導委員会(於:特別会議室)

「昨年度の事業実施状況」、「今年度の事業実施計画」について協議

月刊 建設物価

■年間購読料/37,200円(税込・送料サービス)

B5判/約1,000ページ 定価3,799円(税込)

— 実態調査による総合物価版 —

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を掲載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計・積算の基礎資料として活用されています。

季刊 土木コスト情報

■年間購読料/12,000円(税込・送料サービス)

B5判/定価3,400円(税込) 春(4月)夏(7月)秋(10月)冬(1月)発行

— 土木工事市場単価情報誌 —

土木工事における市場での取引価格を工種別、規模別、都道府県別に調査し、市場単価としてわかりやすくまとめました。公共土木工事の発注者・受注者の積算業務に効率よく活用できるよう工夫した市場単価情報誌です。
●土木工事市場単価 ●建設機械賃料 ●建設副産物処理情報

季刊 建築コスト情報

■年間購読料/15,800円(税込・送料サービス)

B5判/定価4,600円(税込) 春(4月)夏(7月)秋(10月)冬(1月)発行

— 建築と設備工事の情報誌 —

建築工事における市場での取引価格の実態を調査し、工種別・規模別に標準施工単価を掲載。発注官庁の建築工事市場単価方式に対応しています。

●建築工事市場単価 ●建築・設備工事標準施工単価
●共通費(経費)率早見表

お申込み・お問い合わせ

— 発行 —

財団法人 建設物価調査会

— 申し込みは —

株式会社 建設物価サービス
TEL(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

収録データ大幅UP!

月刊「建設物価」掲載の価格情報に比べ、約1.5倍の情報量。

「建設物価」5年分のデータを収録

過去5年分の月刊「建設物価」掲載データがいつでも閲覧・利用可能。

価格の変動率・変動額を表示

任意に指定する2つの月の掲載価格を比較して変動率や変動額を表示。

必要なデータだけ登録・ダウンロード可能

ボタンひとつでマイページに保存。会員同士の情報交換も可能に。

価格推移をグラフで表示

価格推移を1~5年のスパンでグラフ表示可能。

ひとつのトークンで3台まで同時利用可能

ますます便利に
リニューアル

Web 建設物価

<http://www.web-kensetu-bukka.jp/>

新しくなったURLに今すぐアクセス!

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿 (順不同)

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会 長 関 根 宏

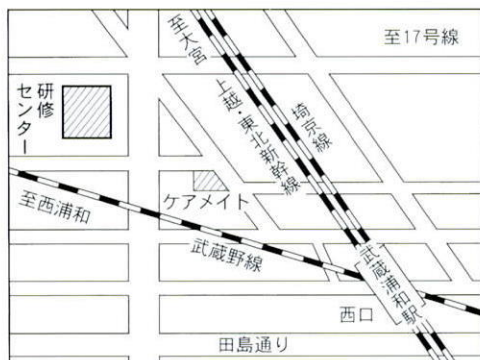
電 話 048-866-4301
FAX 048-866-9111

(平成21年6月11日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	FAX
(社) 埼玉県建設業協会	会長 古郡 一成	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
(社) 埼玉県造園業協会	会長 藤原 恒男	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 松崎 友洋	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242	048(663)0298
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡邊 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
(社) 埼玉建築士会	会長 高橋 康治	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 宮原 克平	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 小山 進	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971	048(865)2414
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 矢澤 研二	さいたま市中央区上落合9-9-4 -202	338-0001	048(854)3377	048(854)3399
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市西区内野本郷1082-1	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	〃	〃	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	〃	〃	048(866)4331	048(866)4322
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 濱田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771	048(642)5880
埼玉県地質調査業協会	会長 岡崎 幸夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 遠藤 輝男	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(887)2897
埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415
(社) 日本舗道コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 中嶋 隆	〃	〃	048(844)0111	048(844)0259

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
埼玉県電業協同組合	理事長 荻野 勝治	〃	〃	048(642)5771	048(836)3007



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
- 【電話】048-861-4311
- 【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>
- 【メール】k-center@sfcc.or.jp
- 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム
- 【開館時間】午前9時～午後5時(月～金)

建産連ニュース 第122号

平成21年10月15日発行

発行	法人	埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集	広報委員	会
	〒336-8515	さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
		電話 048-866-4301
		FAX 048-866-9111
印刷	〒330-0061	さいたま市浦和区常盤2-7-7
		株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月